
令和6年 第2回(定例)須恵町議会 会議録(第3日)

令和6年6月14日(金曜日)

議事日程(第3号)

令和6年6月14日 午前10時00分開会

- | | | |
|--------|------------------|--|
| 日程第 1 | 議案第 21 号 | 令和5年度須恵町一般会計補正予算(第9号)の専決処分について |
| 日程第 2 | 議案第 22 号 | 令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の専決処分について |
| 日程第 3 | 議案第 23 号 | 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 4 | 議案第 24 号 | 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について |
| 日程第 5 | 議案第 25 号 | 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 26 号 | 須恵町長の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 27 号 | 須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 28 号 | 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 29 号 | 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 10 | 議案第 30 号 | 須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 11 | 議案第 31 号 | 須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 12 | 議案第 33 号 | 令和6年度須恵町一般会計補正予算(第1号) |
| 日程第 13 | 議案第 34 号 | 令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 14 | 議案第 35 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 15 | 議案第 35 号 | 工事請負契約の締結について |
| 日程第 16 | 報告第 4 号 | 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について |
| 日程第 17 | 報告第 5 号 | 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について |
| 日程第 18 | 発議第 3 号 | 須恵町議会気候非常事態宣言に関する決議について |
| 日程第 19 | 発議第 4 号 | パレスチナ自治区ガザ地区における即時の人道的停戦を求める意見書の提出について |
| 日程第 20 | 委員会の閉会中の継続調査について | |
| 日程第 21 | 議員の派遣について | |

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2 1 号 令和 5 年度須恵町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について
- 日程第 2 議案第 2 2 号 令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 3 議案第 2 3 号 須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 4 議案第 2 4 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 日程第 5 議案第 2 5 号 須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 2 6 号 須恵町長の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 2 7 号 須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 2 8 号 須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 2 9 号 須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 3 0 号 須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 3 1 号 須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 3 3 号 令和 6 年度須恵町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 3 4 号 令和 6 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 15 議案第 3 5 号 工事請負契約の締結について
- 日程第 16 報告第 4 号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について
- 日程第 17 報告第 5 号 和解及び損害賠償額を決定することの専決処分について
- 日程第 18 発議第 3 号 須恵町議会気候非常事態宣言に関する決議について
- 日程第 19 発議第 4 号 パレスチナ自治区ガザ地区における即時の人道的停戦を求める意見書の提出について
- 日程第 20 委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 21 議員の派遣について

出席議員（13名）

1 番	平 山 諭	2 番	川 原 幸 治
3 番	白 水 春 夫	5 番	男 澤 一 夫
6 番	稲 永 辰 己	7 番	川 口 満 浩
8 番	百 田 輝 子	9 番	三 角 栄 重
10 番	猪 谷 繁 幸	11 番	今 村 桂 子
12 番	三 上 政 義	13 番	田 ノ 上 真
14 番	松 山 力 弥		

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	梅 野 猛	係 長	吉 開 英
-----	-------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	平 松 秀 一	副 町 長	稲 永 修 司
教 育 長	猪 股 清 貴	総 務 課 長	諸 石 豊
公園緑地課長	世 利 昌 信	こども家庭課	吉 川 聡 士
地域振興課長	平 山 幸 治	都 市 整 備 課	中 牟 田 健
福 祉 課 長	安 河 内 ひ と み	住 民 課 長	百 田 敦
会 計 管 理 者	横 山 剛	学 校 教 育 課 長	吉 本 孝 治
健康増進課長	舩 本 直 明	ふるさと応援課長	船 井 弘 喜
まちづくり課長	櫻 木 美 奈 子	税 務 課 長	安 河 内 高 利
子育て支援課長	稲 岡 慎 太 郎	社 会 教 育 課 長	伊 藤 泰 彦
上下水道課事業課長	岩 崎 勝	上下水道課管理課長	権 藤 武 範
総 務 課 参 事	黒 川 忠 敬	総務課課長補佐	石 津 伸 篤
監 査 委 員	吉 松 辰 美		

午前10時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。短い6月議会でございましたけれども、各委員会は審議していただいたと思いますので、委員長の報告の下に今日の採決をお願いしたいと思います。これより、本日の会議を開きます。

本会期中に追加議案が提出されておりますので、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、今村桂子君。

○議会運営委員長（今村 桂子） おはようございます。

議会運営委員会の協議結果を報告します。

本日、午前9時から議会運営委員会を開催いたしました。

今回、追加提出された議案は工事請負契約の締結1件、報告2件でございます。

当初本会議で付託された議案を採決後、追加された工事請負契約の締結議案について提案理由を説明し、総務建設産業委員会で審査終了後、本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松山 力弥） これより議事に入ります。

日程第1．議案第21号

○議長（松山 力弥） 日程第1、議案第21号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分についてを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） おはようございます。

それでは、議案第21号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和5年度須恵町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ782万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ120億6,954万3,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

予算審査特別委員会は、議長を除く、議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第21号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第21号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第21号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第21号令和5年度須恵町一般会計補正予算（第9号）の専決処分については承認することに決定しました。

日程第2. 議案第22号

○議長（松山 力弥） 日程第2、議案第22号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第22号令和5年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年3月31日付で専決処分した補正予算の承認を求めるものです。

令和5年度歳入歳出補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和5年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億6,917万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ28億4,818万7,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表 歳入歳出予算補正によるとしています。

歳入では、保険税の収納見込みや国・県の補助金等の決定額等、決算見込みにより増減補正をしております。

6ページ、1款国民健康保険税は、一般被保険者国民健康保険税及び退職被保険者等国民健康保険税の決算見込みから302万3,000円の減額補正を行っています。

4款県支出金は、普通交付金、特別交付金が年度末に確定しましたので、それぞれ所要の減額を行い、全体で1億5,789万7,000円の減額補正を行っています。歳出、保険給付費の療養給付費、療養費、高額療養費、高額介護合算療養費の減によるものです。

5款繰入金では、一般会計繰入金854万円の減額補正です。内訳として、給与費等繰入金135万5,000円の減、出産育児一時金繰入金586万3,000円の減、その他一般会計繰入金119万6,000円の減、産前産後国民健康保険税繰入金12万6,000円の減。

7 款諸収入は、国保税滞納延滞金、雑入の決算見込みによるもので 1 5 万 6, 0 0 0 円の増額補正を行っています。

歳出では、各費目共に、決算見込みにより不用額を減額補正しております。

1 2 ページ、1 款総務費では、1 項総務管理費から 3 項運営協議会費まで、それぞれの決算見込みにより 7 9 万 9, 0 0 0 円の減額補正を行っています。

2 款保険給付費では、1 項療養諸費から 5 項葬祭諸費までを、同じく決算見込みにより 1 億 6, 0 4 0 万 8, 0 0 0 円の減額補正を行っています。

6 款保健事業費 5 5 3 万 9, 0 0 0 円の減額補正は、医療費適正化事業の各科目の不用額を減額しております。

8 款諸支出金は、不用額 1 0 3 万 9, 0 0 0 円の減額補正。

9 款予備費は、不用額 1 3 8 万 8, 0 0 0 円を減額補正しております。

質疑において、特定検診委託料の減額の要因についての質疑に、受診率が伸びることを期待して予算を計上していましたが、実績が少なかったとの答弁がありました。

保険税過誤納還付金の発生理由や対象人数についての質疑に、国民健康保険の資格を喪失した方や所得の確定によって保険税の減額があった場合は、納め過ぎた保険税を還付します。対象件数は 3 6 件ですとの答弁がありました。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第 2 2 号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第 2 2 号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第 2 2 号令和 5 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分については承認することに決定しました。

日程第 3. 議案第 2 3 号

○議長（松山 力弥） 日程第 3、議案第 2 3 号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。1 0 番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） おはようございます。

議案第 2 3 号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、総務建設産業委員会の

審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

主な改正点について、新旧対照表において説明いたします。 13ページをお開きください。

第34条の7について、公益信託制度の規定に伴う所得税法の改正の見直しにより、公益信託の信託財産とするために支出した信託事務に関わる寄附金を寄附金税額控除の対象とするものです。

次の第51条第2項については、町民税の減免について、減免事項に該当することが明らかであり、かつ減免する必要があると町長が認める場合は、申請書の提出がなくても職権による減免を可能にするもので、第3項において文言の整理を行っております。

次に、14ページをお願いいたします。

第56条については、私立専修学校等が直接教育の用に供する固定資産についての固定資産税の非課税適用申告を定めたもので、法律の改正による引用の条項の条ずれでございます。

次に、15ページをお願いいたします。

第71条第2項及び第3項については、固定資産税について先ほどの51条の改正と同じく、職権での減免を可能にする改正と文言の整理を行っており、続いて第139条の3第2項及び第3項についても、特別土地保有税の減免についての同様の改正となっております。

次の附則第4条の2については、みなしの譲渡所得課税の非課税の承認を取り消された当該公益法人に対しての譲渡所得の課税規定において、上位法である地方税法にて規定されたため税条例は削除するものです。

次に、16ページをお願いいたします。

附則第5条の2については、本年1月1日に発生した能登半島地震災害に係る雑損控除について、通常は令和7年度住民税において適用されるものを特例として令和6年度住民税においても受けられるようにする規定の新設です。

次に、17ページをお願いいたします。

附則第6条については、医療費控除の特例であるセルフメディケーション税制について定めたもので条ずれによる改正です。

次の附則第7条の5から24ページの附則第7条の8までは、個人住民税の定額減税に係る改正となります。

まず、附則第7条の5については、令和6年度住民税において、合計所得が1,805万円以

下のものに対し、住民税所得税から納税者及び配偶者の定めた扶養家族１人につき、１万円の特別減税を行う規定の新設です。

次に、１８ページをお願いします。

附則第７条の６については、普通徴収において特別減税額を第１期から控除し、控除しきれない場合は第２期、第３期、第４期と随時に控除していく規定の新設です。

次に、１９ページをお願いします。下のほうになります。

附則第７条の７については、公的年金所得に係る住民税の年金特別徴収において、特別税額を１０月分から控除し、控除しきれない場合は１２月分、２月分と順次控除していく規定の新設です。

次に、２４ページをお願いします。

附則第７条の８については、所得要件により配偶者控除が受けられない、同一生計配偶者を有する納税者については、令和７年の分の住民税において１万円の特別減税を行うものと、規定の新設です。

次の附則第８条第２項及び３項については、条ずれの改正です。

次に、２５ページをお願いします。

附則第１０条の２については、第１４条で木や竹に由来するものや、農作物の収穫に伴って生じるバイオマスを使用した発電装置に対する固定資産税を７分の６とする特例、第２４項で滞在快適性等向上区域におけるオープンスペース化に供する施設等の固定資産税を２分の１とする特例をそれぞれ新設するものであります。

その他の項につきましては、条・項ずれによる改正です。

次に、２６ページをお願いします。

附則第１０条の３第３項については、新築の認定長期有料住宅の固定資産税減免の特例適用について、マンションの管理者等から申告書の提出があれば、区分所有者の申告書の提出がなくとも適用することができる規定の新設です。第４項から第１５項に関しては項ずれによる改正です。

次に、２８ページをお願いします。

附則第１１条から３１ページの附則第１３条につきましては、固定資産税において令和６年度が３年に１度の評価替えの年であるため、土地の負担水準の均衡化を促進するため前年度までの負担調整措置の仕組みを令和８年度まで３年間延長するものです。

次に、３１ページをお願いします。

附則第１５条につきましては、特別土地保有税に関して現行の特例適用期間を３年延長するものです。

次に、３２ページをお願いします。

附則第16条の3から35ページの附則第20条の3につきましては、定額減税に関する改正です。こちらは、特別税額控除の対象となる住民税所得割の額について、第16条の3において上場株式等の配当所得等の分離課税分、16条の4において土地の譲渡に係る事業所得の分離課税分、17条において長期譲渡所得の分離課税分、18条において短期譲渡所得の分離課税分、19条において一般株式等に係る譲渡所得の分離課税分、20条において先物取引に係る雑所得の分離課税分、20条の2において特例適用利子等及び配当等の課税分、20条の3において条約適用利子等及び配当等の課税分をそれぞれ含める規定の新設です。

11ページに戻っていただきまして、附則です。

第1条でこの条例は令和6年4月1日から施行するとし、第1号及び第2号の規定につきましては当該確保に定める日から施行することにしております。第2条において町民税、第3条において固定産税についてそれぞれの経過措置を定めています。

町長の職権による減免を可能とする改正について、上位法の改正によるものかとの質疑に、上位法の改正によるもの。改正前までは、申請書の提出が必要でしたが、災害に見舞われた方が申請できないことを想定して、減免については町長の職権で可能とする改正となっているとの答弁でした。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で承認しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。よって、議案第23号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第23号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第23号須恵町税条例の一部を改正する条例の専決処分については承認することに決定しました。

日程第4. 議案第24号

○議長（松山 力弥） 日程第4、議案第24号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第24号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページです。

提案理由、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じ、専決処分したので議会の承認を求めるものです。

3ページ、新旧対照表です。

第3条課税額です。第3項後期高齢者支援金等課税額の限度額を「22万円」から「24万円」に改正するとしています。これによって、国民健康保険税の課税限度額が「104万円」から「106万円」に、合計2万円引き上げられることになります。

第25条国民健康保険税の減額におきましても、「22万円」から「24万円」に同様の改正を行っております。

4ページ、低所得世帯への軽減判定所得基準の引き上げです。第2号では、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を「29万円」から「29万5,000円」に引き上げるとしており、第3号では2割軽減の対象となる金額の軽減判定所得の算定式において、被保険者等の数に乗ずる金額を「53万5,000円」から「54万5,000円」に引き上げるとしています。

2ページに戻っていただき、附則です。

第1項で施行期日を、この条例は令和6年4月1日から施行するとし、第2項でこの条例による改正後の須恵町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるとしております。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で承認としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第24号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は承認です。よって、議案第24号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第24号須恵町国民健康保険税条例の一部改正する条例の専決処分については承認することに決定しました。

日程第5. 議案第25号

○議長（松山 力弥） 日程第5、議案第25号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。１０番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第２５号須恵町行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の１ページをお願いいたします。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）等の一部を改正する法律が、令和５年６月９日に公布され、令和６年５月２７日等から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

このマイナンバー法の改正目的は、デジタル社会の基盤であるマイナンバー及びマイナンバーカードの利用の推進に関する各種施策を講じて、国民の利便性向上を図ることを目的に改正されています。

この改正により社会保険制度、税制及び災害対策に関する分野以外の行政事務においてもマイナンバーの利用ができるようになります。今回の条例改正は、当該条例で引用している法別表第２（情報紹介者及び利用する事務並びに情報提供者及び提供する特定個人情報の内容を規定）が廃止されることから、上位法の条ずれに伴う引用箇所の改正、文言の修正、用語の追加によるものです。

３ページをお願いいたします。新旧対照表で説明します。

まず、第１条は上位法の条ずれによる「第１０号」を「第１１号」に改めます。

第２条は、「法別表第２第２欄に掲げる事務」が廃止されるので、第２条の次に「第３号個人番号利用事務、法第２条第１０項に規定する個人番号利用事務をいう。」を加え、「第６号特定個人番号利用事務、法第１９条第８号に規定する特定個人番号利用事務をいう。」及び、「第７号利用特定個人情報、法第１９条第８号に規定する利用特定個人情報をいう。」を加えます。

第４条は、「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表に第４欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改めます。

第５条は、第１条と同様に上位法の条ずれにより「第１０号」を「第１１号」に改めます。

２ページに戻っていただいて、附則でこの条例は公布の日から施行するとしております。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第２５号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第２５号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方

は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第25号須恵町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正する条例は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6. 議案第26号

○議長（松山 力弥） 日程第6、議案第26号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第26号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

今回の改正は、地方自治法の一部を改正する法律が、令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されるに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

改正内容は、上位法となります地方自治法及び地方自治法施行令の改正にされたことに伴い、条例に伴い引用箇所を本条例も改正するものです。ちなみに、本条例の関係の上位法の内容の改正はありませんでしたので、引用する条項の改正のみとなります。

3ページの新旧対照表をお開きください。

第1条の改正は、引用する地方自治法の普通地方公共団体長等の損害賠償責任の一部免責に関する規定が、「第243条2」から「第243条の2の7」に、職員の賠償責任に関する規定が「第243条の2の2」から「第243条の2の8」に改正されたことによるものです。

第2条の改正は、引用する地方自治法施行令の普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部の免責の基準等に関する規定が「第173条」から「第173条の4」に改正されたことによるものです。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

なお、今回の条例改正については、地方自治法第243条の2第2項の規定により、条例の制定又は改廃に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聞かなければならないと規定されており、去る5月31日、議会より監査委員宛てに条例改正に関し意見を求め、6月7日付で監査委員より「特に申し出をする事項はありません」との意見をいただいております。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第26号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第26号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第26号須恵町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7. 議案第27号

○議長（松山 力弥） 日程第7、議案第27号須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第27号須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1ページ、提案理由です。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律が、令和4年6月22日に交付され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要があるためで提案するものです。

3ページ、新旧対照表です。

第1条（設置）及び第2条（所管事務）中、子ども・子育て支援法「第77条」を「第72条」に改めます。

今回の条例改正は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備により、引用する法律の条ずれが出たことにより改正を行うものです。

また、こども家庭庁の設置に伴う関係法律の整備に関する法律とは、児童福祉法や内閣府設置法などの関連法律を整備するために制定されたもので、関係大臣の権限や内閣府令を改めるなど、子どもの福祉の増進や保険の向上、子育てに対する支援を行う法律を移管することを目的としています。

2ページ附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありません

か。——討論なしと認めます。よって、議案第２７号について採決に入ります。本案に対する委員長報告は可決です。よって、議案第２７号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第２７号須恵町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第８．議案第２８号

○議長（松山 力弥） 日程第８、議案第２８号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。１１番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第２８号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

１ページ、提案理由です。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正が、令和５年４月１日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

２ページをお願いします。

今回の改正では、第６条の次に第６条の２として、園の設備や運営に関する安全計画の策定・周知を、第６条の３として、自動車を運行する場合の児童の所在確認の条文を追加し、第１２条の次に第１２条の２として、業務継続計画の策定・周知の条文の追加を行っています。

また、第１３条第２項中、職員に対して感染症及び食中毒の予防、蔓延防止のための研修や訓練を定期的実施するよう努めることなど、児童の安全の確保に関する事項を加える改正を行うものです。

この改正により、放課後児童クラブについて、安全に関する事項についての計画を各事業所・施設において策定することが義務づけられることになります。業務を委託している場合は、委託先の業者（事業所）より作成されます。

なお、本庁では業者（事業所）が自動車を運行して送迎している学童はありません。

３ページの附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

質疑として、安全計画、業務継続計画の提出先についての質疑に、提出先は須恵町役場ですとの回答がありました。

現在、感染症及び食中毒の予防等の訓練は実施されているのか。役場が管理するのかとの質疑

に、実施しているが今回からは国の基準で定められ、計画を提出してもらい、適切に実行されているかのチェックを役場が行うことになるとの答弁がありました。

定期的でなくても、車を使用して児童を移動させるようなことはないのかとの質疑に、車を使用しての移動はないとの答弁がありました。

今回の改正は、委託している業者（事業所）以外を対象にならないのかとの質疑に、対象にならず拘束力もない。町からの給付の関係がないと条例等の適用にならないとの答弁がありました。

以上、審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありますか。――討論なしと認めます。よって、議案第28号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第28号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第28号須恵町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9. 議案第29号

○議長（松山 力弥） 日程第9、議案第29号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第29号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

1ページ、提案理由です。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、令和6年3月13日に公布され、令和6年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

家庭的保育事業とは、保育者の自宅などでゼロから2歳児を対象に保育を行う事業で、本町に事業者は存在しません。今後、本町で事業展開をされたときに備えての改正ですとのこと。

3ページ、新旧対照表をお願いします。

第29条中、家庭的保育事業等の施設において従事する職員の数を定める規定のうち、職員配置基準を満3歳児おおむね「20人につき1人」から「15人につき1人」へ、満4歳以上児お

おむね「30人につき1人」から「25人につき1人」へ改正を行うものです。

この改正は、町内の認可園や届出保育施設等についても適用されるものですが、認可園や届出保育施設は県の管轄ですので、県が6月の県議会にて条例改正の議案を提出する運びとなっています。

2ページ附則で、この条例は公布の日から施行するとしています。

質疑として、6月議会で県が審議しているので、9月頃からの運営になるのかとの質疑に、県が定めたものを運用していくことになり、直接県からの指示があつてからとなるとの答弁がありました。

南幼稚園での保育士人数の確保に影響はあるのかとの質疑に、1クラスに1人担任なら、もう1人増やさないといけないが、須恵町では全部の園が2人担任の正副担任なので影響はなく、運営は変わらないが給付が変わり、少し待遇がよくなる。給付が増えるとの答弁でした。

審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第29号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第29号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第29号須恵町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第10. 議案第30号

○議長（松山 力弥） 日程第10、議案第30号須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第30号須恵町水道事業設備等に関する条例の一部を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いいたします。

提案理由は、水道法第10条の規定により、給水規模を変更したこと及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

改正の内容は、第2条関係は行政人口の増加などに伴い、給水人口及び1日最大給水量の計画値を変更するため、事業認可の見直しを行い、これに伴う給水区域の名称変更、給水人口及び1日最大給水量の規定値を改正するものと、職員の賠償責任を定めた地方公営企業法第34条において準用している地方自治法が改正され、指定公金事務取扱制度に係る規定が新設されたことに伴い、職員の賠償責任を引用している条文が繰り下がり、条ずれが生じたため所要の改正を行うものです。

3 ページ、新旧対照表をお願いします。

経営基本の第2条関係です。第2条第2項中、給水区域を改正前の「甲植木、乙植木」を改正後、「植木」に改めます。

給水区域の名称について、現行の表記が大字界と行政区界が混在しておりましたので、大字界表記に統一するため甲植木、乙植木を「大字植木」に改正するものです。

次に、同条第3項中、給水人口を改正前の「2万7,600人」を改正後に「3万1,500人」に改めます。同じく第4項中、1日最大給水量を改正前の「1万2,300立方メートル」を改正後「1万800立方メートル」に改めます。

次に、第5条中、改正前の「243条2第4項」を改正後「243条の2の8第8項」に改めるものです。

附則で、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決しております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第30号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第30号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第30号須恵町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

日程第11. 議案第31号

○議長（松山 力弥） 日程第11、議案第31号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第31号須恵町下水道事業の設置に関する条例の一部

を改正する条例について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

議案書の1ページをお願いします。

提案理由として、地方自治法の一部を改正する法律が、令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日等から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

改正の内容は、職員の賠償責任を定めた地方公営企業法第34条において、準用している地方自治法が改正され、指定公金事務取扱者制度に係る規定が新設されたことに伴い、職員の賠償責任を引用している条文が繰り下がり、条ずれが生じたため、所要の改正を行うものです。

3ページ、新旧対照表をお願いいたします。

第6条の議会の同意を要する賠償責任の免除規定です。改正条文として、第6条中、改正前の「243条2の2第8項」を改正後「243条の2の8第8項」に改めるものです。

2ページに戻っていただきまして、附則でこの条例は公布の日から施行するとしております。

以上、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第31号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第31号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第31号須恵町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、休憩をします。再開を11時10分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第12．議案第33号

○議長（松山 力弥） 日程第12、議案第33号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。13番、田ノ上真君。

○予算審査特別委員長（田ノ上 真） 議案第33号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第1号）

について、予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

補正予算書1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億2,052万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ133億2,052万9,000円とするものです。

第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の補正、地方債の追加、変更は、第2表 地方債補正によるとしております。

第3条、債務負担行為の補正、債務負担行為の追加は、第3表 債務負担行為補正によるとしてしております。

予算審査特別委員会は、議長を除く、議員全員での審査のため、詳細については省略いたします。

質疑として、歳入16款2項不動産売り払い収入について、当該地の購入者を問うもの。答弁として、ここで氏名は控えますが、事業を営んでいる方というものでした。

歳出2款2項定額減税補足給付金事業について、税金滞納者に対する給付金支給を問うもの。答弁として、滞納者にも給付される。差し押えは禁じられているというものでした。

関連で、同事業について設置される相談窓口の詳細を問うもの。答弁として、対象想定人数5,000人中、60歳未満が7割を占めることから、土日を含め9時から20時までコールセンターを開設するというものでした。

10款2項第一小学校維持管理事業について、アスベストの調査箇所を問うもの。答弁として、来年度長寿命化工事を予定している本館の向かって左側部分の構造部材を調査するというものでした。

同じく10款2項小学校給食事業について、保護者負担がどうなるか問うもの。答弁として、今現在保護者負担を上げているが、9月以降の校納金給食費で調整をすることで、負担増分を解消するというものでした。

10款3項須恵中学校維持管理事業について、学校体育館空調工事を行う各校の順番を問うもの。答弁として、災害避難所としての見地から、町の中心地にある須恵中の工事を始めに行い、その後は順次、年次計画に基づき他の学校へ進めていくというものでした。

関連で、工事に入る時期を問うもの。答弁として、本年度に設計を行い、来年度に施工するというものでした。同じく関連で、須恵中体育館の空調工事を行うフロアについて問うもの。答弁として、1階2階ともに行うというものでした。

以上、当委員会慎重審査し、採決の結果、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりました。全員による審査を行っておりますので、質疑を省略し、これより議案第33号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第33号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第33号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第33号令和6年度須恵町一般会計補正予算（第1号）は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13. 議案第34号

○議長（松山 力弥） 日程第13、議案第34号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告を求めます。11番、今村桂子君。

○文教厚生委員長（今村 桂子） 議案第34号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、文教厚生委員会の審査報告をいたします。

令和6年度歳入歳出補正予算書1ページをお願いします。

令和6年度須恵町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ774万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億8,174万8,000円とするものです。

第2項、款項の区分及び金額は、第1表 歳入歳出予算補正によるとしてしています。

6ページ、歳入です。

3款1項国庫支出金769万8,000円の増額は、歳出の国保システム改修に伴う社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金です。

5款1項他会計繰入金5万円の増額補正は、歳出1款の増額に伴う給与費等繰入金の増額です。

8ページ、歳出です。

1款1項総務管理費774万8,000円の増額補正は、マイナンバー法改正によりマイナンバーカードを健康保険証として利用（一体化）するため、事前に被保険者の全世帯に加入者情報を、特定記録郵便で送付する郵送代とシステム改修委託料等の増額です。

審査の結果、文教厚生委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、議案第34号について採決に入ります。本案に対する委

員長の報告は可決です。よって、議案第34号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第34号令和6年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14．議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第14、議案第35号工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻木まちづくり課長。

○まちづくり課長（櫻木美奈子） 議案第35号工事請負契約の締結について。

下記工事の請負契約締結について、須恵町町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものでございます。

工事名、中部防災センター（仮称）建設工事。契約方法、指名競争入札。請負金、4億4,077万円。請負者、因・吉松特定建設工事共同企業体、代表者、福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻68番地の2、因建設株式会社、代表取締役因善嗣。契約保証の方法、契約保証金（前払保証事業を行う保証事業会社の保証）4,407万7,000円。条件として、工期は契約の効力が生じた日から令和7年3月21日までとなります。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 提案理由の説明が終わりましたので、これで質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、議案第35号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議案第35号を総務建設産業委員会に付託します。

ここで、総務建設産業委員会開催のため、暫時休憩をいたします。再開は委員会審査の状況を見て、事務局より連絡させます。

午前11時21分休憩

午前11時37分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第10．議案第35号

○議長（松山 力弥） 日程第10号、議案第35号工事請負契約の締結についてを議題とします。

総務建設産業委員長の報告を求めます。10番、猪谷繁幸君。

○総務建設産業委員長（猪谷 繁幸） 議案第35号工事請負契約の締結について、総務建設産業委員会の審査報告をいたします。

下記工事の請負契約締結について、須恵町町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、本議会の議決を求めるものです。

工事名、中部防災センター（仮称）建設工事。契約方法、指名競争入札。請負金、4億4,077万円。請負者、因・吉松特定建設工事共同企業体、代表者、福岡県糟屋郡粕屋町大字江辻68番地の2、因建設株式会社、代表取締役因善嗣。契約の方法、契約保証金（前払保証事業を行う保証事業会社の保証）4,407万7,000円。条件、工期は契約の効力が生じた日から令和7年3月21日までとなります。

今回の工事につきましては、本店が須恵町または近隣市町にあり、建設に関わる国家資格保有者を在籍している事務所14社を指名し、その中で7つのJV（特定建設工事共同企業体）が結成されました。

5月8日に指名通知及び設計書等の配布、6月6日に入札会を実施し、落札率は97.98%でした。

請負金の支払いは、40%の前金払制度と20%の中間前金払を適用します。

6月17日に仮契約を締結し、本議会で議決をもって契約の効力が生じ、本契約となります。

質疑として、工期に間に合う施工完了可能な期日なのかという質問があり、完了可能な期日規定を設定していますとの答弁がありました。

以上、6月12日を仮契約を締結し、本議会の議決の契約の効力を生じ、本契約となります。

以上、採決の結果、総務建設産業委員会、全員賛成で可決としております。

○議長（松山 力弥） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。よって、これより討論に入ります。討論はありませんか。――討論なしと認めます。よって、議案第35号について採決に入ります。本案に対する委員長の報告は可決です。よって、議案第35号は委員長報告のとおり決定することに御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、議案第35号工事請負契約の締結については委員長報告のとおり可決されました。

日程第16．報告第4号

○議長（松山 力弥） 日程第16 報告第4 号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第4 号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第1 号及び第4 号の規定により、別紙のとおり専決処分したので地方自治法第180 条第2 項の規定により、これを報告するものでございます。

議案書の2 ページをお願いいたします。

令和6 年4 月30 日正午頃に、自宅敷地内の草取りをしていたところ、門扉レール付近のコンクリートに右足を乗せた際、当該コンクリートが破損し、敷地内が陥没いたしました。相手方の右足が陥没部に落ち込み大腿部を打撲した事故につきまして、和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

賠償額は5,467 円で、和解の内容、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

本件事故は町道川原3 号線の側溝の継ぎ目から漏水し、周辺の地盤が沈下したため宅内の一部が陥没したもので、町道不良箇所の確認不足が原因により発生したものでございます。本件は、町道で発生した事故であるため、治療費及び交通費の全てを町が賠償するべき事案でありますので、その全額を須恵町の保険を適用する方針で決定いたしました。

この事故に伴います解決金は、事故発生状況と凡例により治療費3,970 円、交通費1,497 円の計5,467 円を賠償額といたしました。相手方との協議が整いましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため、専決処分をしたものでございます。

賠償金につきましては、須恵町が加入しております全国町村会総合賠償保険で全額賠償をしております。今後におきましては、このような事故がないよう道路管理の徹底をいたしまして、再発に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。——質疑なしと認めます。よって、報告済みといたします。

日程第17. 報告第5 号

○議長（松山 力弥） 日程第17、報告第5 号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてを議題とします。

報告を求めます。諸石総務課長。

○総務課長（諸石 豊） 報告第5号和解及び損害賠償額を決定することの専決処分についてでございます。

和解及び損害賠償額を決定することについて、町長の専決処分に関する条例第2号及び第4号の規定により、別紙のとおり専決処分したので地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

議案書の2ページをお願いします。

令和5年6月13日16時頃に、コミュニティバスが山の神広場から旅石郵便局に向かって走行中、須恵高校交差点を右折し、80メートルほど直進したところ、進行方向に向かって右手コンフォート須恵横の町道新生2号線から相手方が自転車で飛び出し、コミュニティバスと走行者線上で衝突。相手方は、頭部外傷等のけがを負い、衣服及び自転車が破損した事故につきまして、和解及び損害賠償額を定めたものでございます。

損害賠償の額は103万8,391円で、和解の内容、損害賠償の相手方は議案書記載のとおりでございます。

本件事故はコミュニティバスの運転手につきましては、周辺の状況に注意を払い、減速しすぐに停止措置を講ずべき注意義務を怠ったこと、自転車運転手は運転手として安全運転義務を怠ったことが原因により発生したものでございます。

本件は、事故の状況により、凡例では須恵町の責任割合は70%相当でございますが、相手方に著しい過失があったこと等を鑑み、過失相殺をした結果、須恵町の責任割合を60%で認定となりましたので、対物につきましては60%の賠償となります。

対人につきましては被害額が120万円未満でございますので、コミュニティバスの自賠責保険での賠償となりますが、自賠責保険では被害者に70%以上の過失が認定されない限り過失相殺は発生しないため、治療費等の対人に係る損害の総額の100%が賠償となります。

この事故に伴います解決金は、対物については4万3,958円の60%の2万6,375円、及び対人につきましては100%の101万2,016円の計103万8,391円を賠償額といたしました。

相手方との協議が整えましたことから、速やかに和解及び損害賠償を行うため専決処分をしたものでございます。賠償金につきましては、対物につきましては公用自動車の任意保険にて、対人につきましてはコミュニティバスの自賠責保険にて賠償をしております。

今後におきましては、このような事故がないよう安全運転の徹底をいたしまして、再発防止に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 報告は終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありません

か。——質疑なしと認めます。よって、報告済みといたします。

日程第 18. 発議第 3 号

○議長（松山 力弥） 日程第 18、発議第 3 号須恵町議会気候非常事態宣言に関する決議についてを議題とします。

この議案は、脱炭素推進調査特別委員会からの提出のため、代表者である委員長からの説明を求めます。3 番、白水春夫君。

○議員（3 番 白水 春夫） 議案書の 1 ページをお願いします。

発議第 3 号須恵町議会気候非常事態宣言に関する決議について。

この議案について、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び須恵町議会会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出するものです。

提案理由として、本議会は気候変動が私たち人類の存続基盤を脅かす状況にあるという危機感を、町民や町内事業者等を共有し、脱炭素社会の構築に向け、より一層取組を推進するとともに、議会及び議員自らも積極的に行動することを表明するため提案するものです。

2 ページに決議の内容を示しており、直面する豪雨、猛暑などの気候変動の対応に全力を挙げつつ、議会及び議員自らも脱炭素社会の実現に向けて、積極的な対策に取り組むことを決意するものです。

詳細については、全員協議会で確認しておりますので、割愛させていただきます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については、全員協議会においても協議なされておりますので、質疑を省略し、これより発議第 3 号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第 3 号について採決に入ります。本案に、御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第 3 号須恵町議会気候異常事態宣言に関する決議については、原案のとおり可決すること決定しました。

ここで私、議長より、決議書を読み上げさせていただきます。

須恵町議会気候非常事態宣言に関する決議。

近年の気候変動は、深刻な状況にあり、我が国においても数十年に一度と言われるような豪雨災害をはじめ、災害級の猛暑や熱中症の増加など、各地で甚大な被害をもたらし、気候危機と呼ぶべき事態に直面している。

地球温暖化は大規模な自然災害だけでなく、気温上昇や干ばつによる食料不足、水資源不足、

水産・農業生産減少、生態系への影響、感染症の増加など、私たちの暮らしにも多大な被害を及ぼすと予測されている。

大型台風や前線がもたらす豪雨により、須恵町もいつ災害が起きても不思議ではない。2015年に合意されたパリ協定では、世界の平均気候の上昇を産業革命前と比較して、2度より十分低く保つとともに、1.5度に抑える努力を追求することが定められ、国は2020年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」と宣言している。

須恵町は令和4年3月、町長が「ゼロカーボンシティすえ」を宣言し、積極的な対策に取り組んでいる。私たち須恵町議会も、気候変動が危機的状況に至っているとの認識を共有する。この危機に対応するには、全町的な議論と取組を必要とすることは言うまでもない。

気候変動対策は、議会と執行部が車の両輪となり、町民、事業者の皆様とも議論、連携しながら、積極的な対策に取り組むべき事業である。須恵町議会は、早い段階から、タブレットの活用によるペーパーレス化などの環境負荷を抑える取組を実施してきた。

私たちは、気候変動対策が国際社会や未来世代への責務であると認識する。本町議会としても、当面する豪雨、猛暑などの対応に全力を挙げつつ、議会及び議員自らが脱炭素社会の実現に向けて、積極的な対策に取り組むことを決意する。

須恵町の「ゼロカーボンシティすえ」の理念と目標を促進し、「水と緑と光の町すえ」の将来像を確かなものにするため、ここに須恵町民を代表する議会の総意として須恵町議会気候非常事態を宣言する。

以上、決議する。令和6年6月14日、福岡県須恵町議会。

以上です。

日程第19．発議第4号

○議長（松山 力弥） 日程第19、発議第4号パレスチナ自治区ガザ地区における即時の人道的停戦を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。9番、三角栄重君。

○議員（9番 三角 栄重） 議案書の1ページをお願いします。

発議第4号パレスチナ自治区ガザ地区における即時の人道的停戦を求める意見書の提出について。

この議案について、別紙のとおり須恵町議会会議規則第13条第1項及び第2項の規定により提出するものです。

提案理由として、イスラム組織ハマスとイスラエルに対して、即時停戦のための交渉のテーブ

ルにつくように強く働きかけるとともに、停戦及び人道支援の速やかな実施に向けて国際社会の議論をリードすることを日本国政府に求め、意見書を提出するものです。

意見書の内容として、国連総会の緊急特別会合において、即時の人道的停戦に応じることを強く求め、全ての人質の即時かつ無条件の解放及び人道的な支援の拡大を求めるものです。

詳細につきましては、全員協議会で確認しておりますので割愛させていただきます。

以上、よろしくお願いします。

○議長（松山 力弥） 提出者の説明が終わりました。この議案については、全員協議会においても協議なされておりますので、質疑を省略し、これより発議第４号について討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。よって、発議第４号について採決に入ります。本案に御賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（松山 力弥） 起立全員であります。よって、発議第４号パレスチナ自治区ガザ地区における即時の人的停戦を求める意見書の提出については原案のとおり可決することに決定しました。

日程第２０．委員会の閉会中の継続調査について

○議長（松山 力弥） 日程第２０、委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員会より、会議規則第７０条の規定により、次のとおり所管事務について閉会中の継続調査の申出がっておりますので、お諮りします。

議会運営委員会より議会運営について、総務建設産業委員会より消防訓練活動及び水道事業について、文教厚生委員会よりこども家庭課の業務内容について。

以上、各委員会申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第２１．議員の派遣について

○議長（松山 力弥） 日程第２１、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣についてはお手元に配りまし

たとおり派遣することに決定しました。

ここでお諮りします。本会議中、誤読などにより字句、数字等の整理・訂正につきましては、会議規則第42条の2の規定により、議長に委任していただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理・訂正は、議長に委任していただくことに決定しました。

○議長（松山 力弥） 以上で、6月議会定例会の全日程を終了しました。

本会議終了後、午後1時より広報特別委員会を第3委員会室で開催しますので、委員会の方は御集合願います。

会議を閉じます。令和6年第2回須恵町議会定例会を閉会します。

午後0時01分閉会
